

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第35号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

第55条第2項中「又はクレジットカードその他の電子情報処理組織を用いる方法（資金決済に関する法律第2条第5項に規定する仮想通貨を除く。）」を「その他市長が別に定める方法」に改める。

別表第7 1備考以外の部分中

「

卸売業者売場使用料	408 ^円	を
-----------	------------------	---

」

「

卸売業者売場使用料	水産棟（鮮魚）	440 ^円	に、
	その他の棟	408	

」

「1,463」を「1,570」に、

「

仲卸業者売場使用料	1 階	2,440	を
	2 階	1,951	

」

「

仲卸業者売 場使用料	水産棟(鮮魚)	1	階
		2	階
	その他の棟	1	階
		2	階

2,620
2,100
2,440
1,951

に

」

改め、「関連1号棟、」を削り、

「

その 他の 事務 室	甲
	乙
	丙

558
964
1,607

を

」

「

その 他の 事務 室	甲
	乙
	丙
	水産棟(鮮魚)

558
964
1,607
1,730

に、

」

「

丙	関連3号棟の倉庫
	その他の倉庫

507
1,835

を

」

丙	関連3号棟 の倉庫	507	に、
	その他の倉 庫	1,835	
水産棟（鮮魚）		1,970	

構内地使用料	1平方メ ートルに つき1月	144	を
--------	----------------------	-----	---

構内地使用 料	水産棟（鮮魚）	1平方メ ートルに	160	に、
	そ の 他 の 棟	つき1月	144	

水産棟加工処理場	2,270	を
----------	-------	---

水産棟加工処理場（鮮魚）	2,440	に、
--------------	-------	----

積降場	848	を
-----	-----	---

積降場（鮮魚）	910	に、
---------	-----	----

「

物置 場	水産 棟	仲卸荷さば き場	408
		屋外	495
	その他の棟		495

を

」

「

物置 場	水産 棟(鮮 魚)	水産物置場	200
		仲卸荷さば き場	470
		屋外	530
	その他の棟		495

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市中央卸売市場業務条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(第一市場)